

宮崎県スポーツ合宿等セールス旅費支援事業補助金 制度概要および申請手続きについて

宮崎県観光協会は、スポーツ合宿やイベント誘致を目的としたホテル・旅館などが実施する県外セールス旅費に対して支援を行います。

補助額

裏面「別表2」の「セールス実施圏域」による定額補助

- ※1事業者につき上限20万円（精算払となります。）
- ※予算の範囲内での補助となるため、各事業者からの申請総額が予算を上回った場合は、上限額が変更となる場合があります。

対象経費

パック旅行経費、公共交通機関利用経費（鉄道賃、船賃、航空賃、車賃）、宿泊経費（部屋代、朝食代）、社用車による出張経費（ガソリン代、有料道路利用に係る経費）

- ※裏面「別表1」参照
- ※宮崎出発の旅行に限ります。

対象事業者

宮崎県内で旅館業法による営業許可を受け、「ホテル・旅館」および「簡易宿所」を営む事業者。

- ※下宿営業および店舗型性風俗特殊営業を行っている施設は対象外です。
- ※申請を行う者（法人の場合は法人の役員を含む）が、暴力団などの反社会勢力、または反社会勢力との関係を有する者は対象外です。

対象期間

令和2年9月1日（火）から
令和3年3月15日（月）まで

申請書 提出期限

「スポーツ合宿等セールス旅費支援事業年間計画申請書」（様式第1号）を**令和2年9月30日（水）必着**で当協会に郵送ください。

※各様式は、県観光情報サイト「旬ナビ」から取得できます。



<https://www.kanko-miyazaki.jp/sports/shien/event.html>

旬ナビ スポーツ合宿

検索

その他

事業完了後には、実績報告書（領収書の写し等）の提出が必要です。

また、対象事業を実施しなかった場合などにおいては、補助金の交付決定を取り消します。虚偽の申請があった場合は補助金の一部もしくは全部の返還を求めることがあります。

問い合わせ 提出先

公益財団法人宮崎県観光協会
スポーツランド推進部

☎0985-26-6100

〒880-0811 宮崎市錦町1番10号

宮崎グリーンスタジアム番館3階(KITENビル)



別表 1

	出張旅費に係る補助金対象経費	提出書類
1	パック旅行経費	領収書の写し
2	公共交通機関利用経費 (鉄道賃、船賃、航空賃、車賃)	公共交通機関の領収書の写し
3	宿泊経費(部屋代、朝食代)	パック旅行以外の場合は領収書の写し
4	社用車による出張経費 (ガソリン代、有料道路の利用に係る経費)	有料道路の利用経費は領収書の写し又はE T C履歴確認が必要

※ 県外セールスを行うに当たっての上記対象経費がわかる宿泊事業者の旅行命令書等決裁文書の写しによって代えることができる。

別表 2

区分	セールス実施圏域	補助金額 (一人1回当たり)
I-①	北海道	30,000円
I-②	東北(青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県)	
I-③	関東甲信越(新潟県、栃木県、茨城県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、長野県、山梨県)	
II	東海北陸(富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、静岡県、三重県)	25,000円
III	関西(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)	20,000円
IV	中国(鳥取県、島根県、岡山県、広島県) 四国(香川県、徳島県、愛媛県、高知県)	15,000円
V	北部九州・山口(山口県、福岡県、長崎県、佐賀県)	10,000円
VI	隣県(大分県、熊本県、鹿児島県)	5,000円 (※宿泊が伴う場合は 10,000円)
VII	沖縄(沖縄県)	15,000円

※ 1回のセールスにおいて、圏域をまたぐ場合には、補助金額が大きい一圏域のみの金額を支給する。